

平成27年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
平成27年 9月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 9月2日 午後1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
平成27年 9月2日 午後1時31分			星 正 彦			
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	竹内利一		6	田中二三輝	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第5 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第88号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第91号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第92号 平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第24 議案第93号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第25 議案第94号 鞍手町道路線の変更
- 日程第26 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事（第2工区）請負契約の締結

- 日程第27 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更
- 日程第28 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更
- 日程第29 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更
- 日程第30 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更

平成27年9月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成27年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

8月25日の台風15号について行政報告をいたします。

台風15号の状況とそれに伴う町の対応につきましては、8月24日22時12分、鞍手町に暴風警報が発表され、配置体制を第1配備とし、直ちに鞍手町災害警戒本部を設置いたしました。

翌25日午前3時33分大雨・洪水警報が発表され、同7時17分福岡県に記録的短時間大雨情報が発表されたため、配置体制を第2配備とし、同7時30分鞍手町災害対策本部を設置いたしました。

同7時45分に鞍手町に土砂災害警戒情報が発表されたため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に従い、同8時に鞍手町全域に避難勧告を発令いたしました。

発令に伴い、避難所を9ヶ所開設し、各区長、関係機関及び報道機関に連絡をいたしました。また、防災行政用無線及び消防団により町内全域に放送を行いました。同11時15分大雨・洪水警報が注意報になり、危険度が低下したと判断いたしまして、午後0時避難勧告を解除いたしました。また、災害対策本部を災害警戒本部に移行し、16時解散いたしました。

避難者は、自主避難の方が6世帯10人、避難勧告発令後1人が中央公民館に避難されました。

台風に伴う被害につきましては、自宅倉庫補修中に頭蓋骨陥没骨折という重症を負われた方が1名ありました。倉庫等の倒壊が2件、報告を受けただけでも20数件の倒木がありましたが、いずれも人命にかかわるような被害にはなっておりません。

公共施設では、役場庁舎、中央公民館等の雨漏り等が発生しております。

以上、台風15号について、行政報告を終わります。

続きまして、旧鞍手南中学校校舎利用について行政報告をいたします。

本年4月の鞍手中学校開校に伴う旧鞍手北中学校及び旧鞍手南中学校の校舎等の跡地利用については、鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会を設置し、平成26年8月から4回にわたって協議を進めてまいりました。

跡地利用の具体的なアイデアについては、広報やホームページで広く募集を行い、提案された22件を中心に、本町の活性化や交流、定住人口の増加、税収や雇用の増大に効果が期待できるものを精査してまいりました。

この中で、旧鞍手南中学校につきましては、校舎等を活用したコスプレイベント（仮称）

「くらて学園」の企画が、本町が求める目的に合致していると判断し、関係者に説明、同意を得た上で、7月26日にテストイベントを開催いたしました。

当日は、コスプレイヤー72名、カメラマン20名、自動車やバイク、自転車の車体にアニメのキャラクターをプリントした、いわゆる「痛車」と呼ばれる参加者が53名など、関係者を含めた合計158名もの参加がありました。また、さらに検証を進めるため、8月29日、30日の2日間、コスプレに限定した第2回のイベントを実施したところ、町外、県外から102名の参加があり、今後の展開に好感触が得られたところです。

この(仮称)「くらて学園」の企画は、単にイベントの実施を続けるものではなく、参加者におけるコミュニティの醸成が図られた後には、第2段階として、漫画やアニメ、フィギュアなどのクリエイター育成及びビジネス展開、国内外の観光客誘致、俗にいうインバウンド、アニメと融合した地元特産品の販売促進など、国が推進するクールジャパン戦略の一役を担えるものと期待をしております。

また、本事業については、全国的にみても先駆性が高いことから、事業展開を加速させるためにも、地方創生総合戦略にかかる先行型交付金の追加を国に要望しており、交付が決定した折には、補正予算の計上を予定しております。

以上、旧鞍手南中学校校舎利用について、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、地方独立行政法人くらて病院の平成26事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告書及び平成26年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、教育委員長より提出されております平成26年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番議員 竹内利一君及び6番議員 田中二三輝君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月17日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案のとおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第73号から日程第8 議案第77号までの5件を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第73号から日程第8 議案第77号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第73号は、鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、地方公共団体で個人番号の独自利用事務、特定個人情報の庁内連携及び同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、日程第5 議案第74号は、鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの個人情報保護法制が行う番号利用法に係る特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても

特定個人情報の適正な取り扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第75号は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この関係条例の整理は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、鞍手町職員の再任用に関する条例、鞍手町職員退職手当支給条例、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第76号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成27年地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個人番号や法人番号等の記載についての規定や、たばこ税の税率の特例廃止等に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第77号は、鞍手町手数料条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について新たに定めるとともに、住民基本台帳カードの交付、再交付手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第4 議案第73号から日程第8 議案第77号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第9 議案第78号から日程第13 議案第82号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第9 議案第78号から日程第13 議案第82号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第78号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、歳入では、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額などが確定したことや、平成26年度決算に伴う平成27年度の繰越金が確定したことなどによる補正を行っております。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計へ累積赤字の一部を解消するための繰出金や保険財政共同安定化事業拡大に伴う県調整交付金減額分の繰出金の追加、平成27年度の国民健康保険税が確定したことに伴う国民健康保険基盤安定負担金の追加を行っております。

また、利用者や利用料の増加による障害者自立支援費扶助費の追加、現在工事中の剣南小学校他3校の屋内運動場耐震補強工事において壁に亀裂が新たに発見されたことなどによる工事費の追加、更に、給与費全般におきまして、4月の人事異動や10月から導入されます標準報酬制に伴う補正を行っております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ1億1,973万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ70億6,731万円としております。

次に、日程第10 議案第79号は、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金、前期高齢者交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ278万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億7,872万1千円としております。

次に、日程第11 議案第80号は、平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成26年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ39万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,247万4千円としております。

次に、日程第12 議案第81号は、平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金調定及び前年度繰越金が確定し、4月の人事異動に伴う人件費などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ310万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億935万6千円としております。

次に、日程第13 議案第82号は、平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、前年度繰越金が確定したことにより、補償費及び工事費を増額調整し、歳入歳出それぞれ1,449万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,597万3千円としております。

以上が、日程第9 議案第78号から日程第13 議案第82号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第83号から日程第23 議案第92号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第83号から日程第23 議案第92号までの10件につきましては、平成26年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第83号は、平成26年度鞍手町一般会計 歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額92億9,520万7,534円、歳出総額91億4,362万5,979円、差引額1億5,158万1,555円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1億297万2千円を差し引いた実質収支額は、4,860万9,555円となっております。

次に、日程第15 議案第84号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額21億8,624万7,218円、歳出総額23億3,176万5,443円、差引額と実質収支額は、マイナス1億4,551万8,225円となっております。

次に、日程第16 議案第85号は、平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億6,507万8,154円、歳出総額2億6,507万2,301円、差引額と実質収支額は、5,853円となっております。

次に、日程第17 議案第86号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億3,929万8,347円、歳出総額2億3,849万6,998円、差引額と実質収支額は、80万1,349円となっております。

次に、日程第18 議案第87号は、平成26年度鞍手町住宅新築資金特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額155万7,242円、歳出総額155万7,000円、差引額と実質収支額は242円となっております。

次に、日程第19 議案第88号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額7億5,959万3,002円、歳出総額7億5,951万6,861円、差引額と実質収支額は、7万6,141円となっております。

次に、日程第20 議案第89号は、平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額3,423万6,579円、歳出総額3,423万2,220円、差引額と実質収支額は、4,359円となっております。

次に、日程第21 議案第90号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別

会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額9億1,767万6,061円、歳出総額8億2,674万6,810円、差引額9,092万9,251円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源6,743万6,000円を差し引いた実質収支額は、2,349万3,251円となっております。

次に、日程第22 議案第91号は、平成26年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億6,704万8,132円、歳出総額2億6,704万8,132円、差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第23 議案第92号は、平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、500万8,344円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、7,734万1,453円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算においては、当年度純利益は、138万7,510円となります。

以上が、平成26年度 鞍手町水道事業会計決算の概要であります。

議案第83号から議案第91号までの9件につきましては、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果と予算執行の実績報告書を添付しております。

また、議案第92号につきましては、決算書に監査結果の意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第14 議案第83号から日程第23 議案第92号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第93号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第24 議案第93号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第24 議案第93号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成27年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第 2 4 議案第 9 3 号の提案説明であります。
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 5 議案第 9 4 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 5 議案第 9 4 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 5 議案第 9 4 号は、鞍手町道路線の変更であります。

認定路線 1 7 号 町道本町・立林線として認定しております路線につきまして、県道直方・鞍手線のバイパス工事による道路の区域変更に伴い、町道本町・立林線の起点を変更するものであります。

以上が、日程第 2 5 議案第 9 4 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 6 議案第 9 5 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 6 議案第 9 5 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの 5 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 6 議案第 9 5 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事第 2 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う新川処理分区管渠築造工事第 2 工区は、8 月 1 1 日に、7 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額 7,489 万 8,000 円、工期、平成 2 7 年 9 月 2 4 日から平成 2 8 年 2 月 2 9 日までの 1 5 9 日間として、松原・安田共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 7 議案第 9 6 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの 4 件の屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更につきましては、議案第 9 8 号の変更内容が屋内照明補強による増工及び工期の変更、その他 3 件が外壁補修工事の増工及び工期の変更であります。

以上が、日程第 2 6 議案第 9 5 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13時31分